

## 新旧対照表

## 【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 2 章 貨物管理	第 2 章 貨物管理
第 4 節 保税台帳関係	第 4 節 保税台帳関係
(システム参加保税地域における帳簿の取扱い) 4-1 システム参加保税地域における帳簿の取扱いは、次による。 (1)～(3) (省略) (4) 保存期間 帳簿は、記載すべき事項が生じた日から起算して 2 年を経過する日までの間（その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にあっては、当該保税業務検査を受けた日までの間）（法第 50 条第 1 項に規定する承認を受けた者にあっては <u>1年</u> を経過する日までの間）保存することを求めるものとする。	(システム参加保税地域における帳簿の取扱い) 4-1 システム参加保税地域における帳簿の取扱いは、次による。 (1)～(3) (同左) (4) 保存期間 帳簿は、記載すべき事項が生じた日から起算して 2 年を経過する日までの間（その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にあっては、当該保税業務検査を受けた日までの間）（法第 51 条第 1 項に規定する承認を受けた者にあっては <u>5年</u> を経過する日までの間）保存することを求めるものとする。
第 4 章 輸出通関関係	第 4 章 輸出通関関係
第 2 節 輸出許可後の訂正	第 2 節 輸出許可後の訂正
(輸出許可内容変更の申請) 2-1 通関業者等が、システムを使用して輸出許可後の貨物に係る船名、数量等の許可内容を訂正する場合には、あらかじめ当該通関業者等から通関担当部門に対し訂正についての申出を行った後（ <u>関税法基本通達 67-1-14 の(4)の規定に該当する場合を除く。</u> ）、次により取り扱うものとする。ただし、輸出者コード、輸出者名及び申告等種別コード等の変更はできないので、輸出取止め再輸入で処理し、再度輸出申告を行うことを求めるものとする。 なお、許可内容の訂正是、船積情報登録（本船扱い貨物の場合には船積確認登録）若しくは搭載完了登録が行われるまで、又は出港予定年月日（システム参加保税地域以外の場所で輸出の許可を受けた貨物である場合に限る。）までの間に行う必要があるので留意する。 (1) 及び(2) (省略)	(輸出許可内容変更の申請) 2-1 通関業者等が、システムを使用して輸出許可後の貨物に係る船名、数量等の許可内容を訂正する場合には、あらかじめ当該通関業者等から通関担当部門に対し訂正についての申出を行った後、次により取り扱うものとする。ただし、輸出者コード、輸出者名及び申告等種別コード等の変更はできないので、輸出取止め再輸入で処理し、再度輸出申告を行うことを求めるものとする。 なお、許可内容の訂正是、船積情報登録（本船扱い貨物の場合には船積確認登録）若しくは搭載完了登録が行われるまで、又は出港予定年月日（システム参加保税地域以外の場所で輸出の許可を受けた貨物である場合に限る。）までの間に行う必要があるので留意する。 (1) 及び(2) (同左)